

**The DAC Journal: Development Co-operation - 2004 Report - Efforts
and Policies of the Members of the Development Assistance
Committee Volume 6 Issue 1**

Summary in Japanese

**DAC ジャーナル：開発協力 2004 年度報告
開発援助委員会（DAC）加盟国の取り組みと政策 第 6 巻第 1 号**

日本語要約

DAC 議長総括

本章の目的は以下の 3 点を実施することにある。

- 第一に、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた新たな動きに注目し、達成に向け各国の輪が大幅に拡大するには何が必要なのかを考察する。
- 第二に、持続可能な開発を考える際に安全保障の要素をいかにより完全な形で組み込んでいくかを論じる。その際に、開発と安全保障を結びつける指針として「人間の安全保障」の概念を用いる。
- 第三に、貧困層のより豊かで安全な生活に貢献し得るひとつの手段としての国際援助の量と効果の拡大について、その進捗状況を評価する。

ミレニアム開発目標

入手可能な統計に描かれている状況は、人間の窮状に関して愕然とするようなさまざまな事実を示している。およそ 11 億の人々が 1 日 1 ドル未満で生活をし、1 億を超す子供たちが小学校すら通っておらず、あらゆる有益な教育から取り残されている。2005 年までに初等教育での男女の就学格差を解消するという目標も達成の見込みがない。そして、予防可能な病気によって毎年 1,000 万人もの 5 歳未満の子供たちが命を奪われている。エイズの蔓延も続き、マラリアや結核、その他の比較的顧みられることの少ない病気とも相まって、サハラ以南のア

フリカのほぼ全域で平均寿命の伸びが遅れるか、あるいは逆行すらしている。一方、インフラや天然資源にかかる負荷も、人口の増大と消費の増加を背景に高まり続けている。

各ミレニアム開発目標が期限までに達成される見通しはどのようなのだろうか。世界的に見てみると、唯一、所得貧困に関する目標のみがほぼ達成される見通しである。それ自体はもちろん称賛されるべきことである。現在の推定では、開発途上国において 1 日 1 ドル未満で暮らす人口の割合は、2015 年までに 13% に減少し、ピーク時の 1980 年代初頭の約 15 億人と比較すると、絶対的な総数でおよそ 7 億 5,000 万人の減少が示唆されている。それぞれの目標において、世界レベルで継続的な進展が見られると仮定するに十分な根拠がある。しかし、すべてとは言えないまでもほとんどの目標において、世界レベルでさえ、予想される進展が目標設定者の希望する水準に届かないと見られている。その不足が最も顕著となる可能性が高いのは、健康に関する目標である。

安全保障、人権、そして開発

私たちは、安全保障と開発の結びつきについて、そしてその重要性を一層強く認識することによる実際的な影響について、現在よりもさらに強いコンセンサスを形成する必要がある。これは、安全保障と開発のコミュニティそれぞれが提示する考え方を尊重しながら各々の目標達成につながる成果を生むためには、両コミュニティがより固い協力関係を築くことが必要であると信じるのであれば、なおさら重要である。この点において、2003 年に国連事務総長に提出された「人間の安全保障委員会最終報告書」は画期的な文書といえる。

DAC は、2004 年に発表した安全保障制度改革に関する報告書のなかで、安全保障問題は政府全体で取り組むことが必要であると強調している。これは何も開発機関（あるいは政治・軍事側にある者）が自らの目標、規律、説明責任を放棄するという意味ではない。事実、各当事者の能力や限界を尊重することは、政府全体の協力体制がいかなるものであっても、欠かせない要素である。

援助額

2002 年 3 月にメキシコ・モンテレイで開催された「国連開発資金会議」は、援助配分に関する新たな潮流の先駆けとなったようである。1992 年から 1997 年にかけて、ODA の実質額は急速に減少（DAC 加盟国の ODA 総額の対国民総所得 [GNI] 比ではさらに低下）した。その後、1997 年から 2001 年には DAC 加盟国の援助が GNI 比でおよそ 0.22% とほぼ安定し、再び実質増となったものの、ごく控えめな幅にとどまっている。2002 年を見てみると、ODA は実質で 7% の伸びを見せ、2003 年にはさらに 5% 増加し、対 GNI 比で 0.25% となり、ついには過去最高の水準であった 1992 年の実質援助額を超えるまでになった。本書の発表時点ではまだ 2004 年の実績が明らかになっていないが、それでも 3 年連続で実質額の大幅な伸びになると考えるに十分な根拠がある。モンテレイ会議での公約に従えば、2006 年までには DAC 加盟国の ODA 額は対 GNI 比で約 0.30%、2003 年の米ドル水準で約 880 億ドルに到達することになる。これは 2001 年比でおよそ 50% の実質増を意味する。

援助配分

援助の配分方法は、MDGs 達成の支援に実効力を持たせるひとつの重要な要素である。援助は健全な政策環境の下で特に効果を発揮し、その配分が世界の貧困層の分布を反映するものであるならば、貧困層の状況改善により大きな影響を与えるということは、多くの証拠が示している。2004 年に発表された *Development Co-operation Report* によると、DAC 援助国は概して、良好な進展を見せた国への援助割合を増やしていた（五分位数の上位 2 グループにある国に対する援助がおよそ 7 割を占める）。また英国国際開発省（DFID）の *Long-Term Poverty* と題された報告では、個々の援助国の援助配分をどのように世界の貧困層の分布状況と関連付けるか、新たな方策を提示している（第 2 章で詳述）。

援助の実効性

最後に重要な点として、援助を行う際の実効性について考えてみる。開発途上国と援助国のあいだには、現在の援助体制は大幅な改善の余地があり、またその必要があるという共通の深い理解がある。大半の援助国事務所とその相手である被援助国政府の受け入れ支部は、それぞれ援助の提供と受け入れに並々ならぬ努力を払っている。ミッション、調整会合、そして援助国との個別あるいは集団での交渉などは、多大な援助の流入に対処しきれないことの多い国においては莫大な時間を要する。現在の援助体制は、受入国・援助国の国民に評価されておらず、その理由の一部には援助国側のアカウンタビリティについて依然として懸念がある。

受入国別の援助配分

援助受取額は 1997 年に底を打った後、順調に上昇を続け、現在は実質額においてこれまでの最高水準にある。しかし、開発途上国の所得に占める援助受取額の割合がほとんど変わらない中、大半の上位受入国の国民所得は、この数年で急速に増加している。中期的なコミットメントの確実性の高さが受入国の予算計画を支えていると考えられるものの、受入国への援助の総流入量は年々かなり予測がしやすくなってきている。一人当たりの援助額は、大規模国よりも小規模国のほうが格段に高いものの、援助が輸入のかなりの部分を占めるのは、概して後発開発途上国のみとなっている。開発途上国の平均所得が上昇するにつれ、援助はますます最貧国に集中するようになり、これらの国では資金援助が中心で、技術協力は相対的にかなり少ない。さまざまな情報源から得た証拠が示唆するのは、疾病対策、栄養、農業、水の供給への費用対効果の高い介入に援助の的を絞るほうが、人々の窮状を救い、MDGs の達成に貢献するだろうということである。

2000年「ミレニアム宣言」以後の進展状況

ミレニアム開発目標（MDGs）は成果を高める戦略を通じて開発アジェンダを推進している。アジアと北部アフリカの多くでは目標達成に向けて順調な進展を見せている。西アジアとカリブ・ラテンアメリカ地域では教育については進展が見られるものの、貧困に関してはあまり進んでいない。そして大部分の後発開発途上国、特にサハラ以南アフリカ地域においては、1990年代からほとんど進展が見られていない。MDGsの達成には、暴力的紛争の回避と恒久的平和の構築が不可欠である。DACの平和と安全保障に関する活動は、開発機関がミレニアム宣言の重要課題に対応する上での一助となっている。DACはパートナーと協力し、援助国の活動の調和や各国の戦略と体制との調整、予測可能な資金提供を通じて開発援助の実効性の向上に努めているが、こうした成果に対する関心の高まりもこうしたDACの活動を後押ししている。しかし、いまだ最善の慣行は一般的な慣行とはなっていない。

二国間援助国の政策と取り組み

DAC加盟国の援助額は概して増加傾向にある。これは、2002年モンテレイでの「国連開発資金会議」での公約実現に向けた動きに呼応したものである。しかし、増加した援助額のかなりの部分は債務救済という形になっている。DAC加盟国は、調整と調和をいっそう図ることで援助効果を高める方策に関し報告を行うとともに、開発戦略における被援助国の自主性を支援する方法についても報告を行っている。開発政策の一貫性については、より多くの援助国が、貿易、移民、投資、環境など国の政策立案のあらゆる面において、途上国の利益を組み込むことを制度として確立すべく対策を講じている。2004年には、フランス、イタリア、オーストリア、ノルウェー、オーストラリアの5カ国がDACによるピア・レビューを受けている。

© OECD 2005

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語と仏語で発表された OECD 出版物の抄録を
翻訳したものです。OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。

www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

Fax: +33 (0)1 45 24 13 91

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal
75116 Paris
France

Visit our website www.oecd.org/rights/

